

「学校財政の自治」理念の生成

—学説史探究の意義—

福嶋尚子

Developing the Idea on Autonomy of School Financial Affairs: The Reason for Studying the History of Theories

Shoko FUKUSHIMA

The purpose of this paper is to describe the idea on autonomy of school financial affairs by examining the transition of postwar theories on school financial affairs in Japan.

目次

1. なぜ歴史研究を行うのか
2. 課題設定、用語の整理、本稿の構成
 - 2-1. 課題設定
 - 2-2. 用語の整理
 - 2-3. 構成
3. 学校の自治論における学校財政論の展開
 - 3-1. 学校の自治論における財政の位置
 - 3-2. 学校の自治における主体論
4. 学校財政に関わる学説における自治理念の生成
 - 4-1. 学校財政の主体としての学校の登場
 - 4-2. 学校経営の一環としての学校財政
 - 4-3. 教育要求を反映する学校財政構成
 - 4-4. 公-私費を総合的に律する学校財政
 - 4-5. 「学校財政の自治」理念への集成
5. 「学校財政の自治」理念の意義

1. なぜ歴史研究を行うのか

教育行政・政策・制度を対象とする研究は、多かれ少なかれ、「現在」のそれに問題意識をおいて進めら

れていることが多い。問題意識とまではいわずとも、何らかの興味関心が「現在」のそれにある。では、教育行政学・政策学・制度学において「歴史」研究はどのような意義を有するのか。「現在」というもともとの問題関心とは切り離されたところで行われるのか。大桃敏行は、教育行政の専門性や公教育の在り方に関わる米国教育史研究を1980年代から続け、この問いに何度も向き合ってきた。大桃は「現在」への問題関心と「歴史」研究との関係性について、以下のよう

に述べている。数限りない過去の出来事や主張などのなかから観察者の関心に呼応した歴史素材が抽出され、それらが組み立てられて歴史が記されていく。もとより、作業仮説は歴史素材との丁寧な対話を通じて絶えず見直さなければならず、そのプロセスで観察者の認識枠組み自体の問い直しも必要となってくる。しかし、観察者の現在とその歴史把握とを完全に切り離すことは難しく、歴史素材の選択において、さらにはその解釈においても観察者の置かれた時代状況が影響してくることになる。そして、時代状況による観察者の眼差しの枠づけや、観察者の課題認識への時代状況の投影は、歴史理解において異なる解釈や

解釈の揺れを生み出していくことにもなる。(大桃 2015 : 111 頁)

すなわち、「歴史」の解釈は観察者の「現在」の時代状況に影響されざるを得ないため、ここに「歴史」解釈の揺れあるいは幅が生じる。そして、この解釈の幅は、「歴史」を対象とするときのみにも生じるものではない。

同じように、現代の教育改革もより広い文脈に位置づけ直していくことが必要であろう。もとより教育政策の批判的吟味は必要ではあるが、政策は多様な理念の交錯のなかで生成されることが多く、特定のイズムで括ってしまうと政策研究の可能性を狭めてしまうことになりかねない。(大桃 2015 : 113 頁)

「現代」を対象とした場合にも、観察者の「立ち位置」(大桃 2015 : 111 頁)によって実は解釈は多様にあり得る。しかし、観察者が「特定のイズム」の視点に立って政策を観察しようとする、「多様な理念の交錯」は見えてこないのである。歴史研究は、こうした政策研究が陥りがちな誤謬を自覚させてくれる。

さらに大桃は、歴史研究の意義としても一つ、「多様な政策選択肢の探究の可能性」(大桃 2015 : 114 頁)を挙げる。それは、歴史上で形成された支配的なシステムを相対化しつつ、歴史の中からその「代替モデル」を「掘り起こし」ていくことである(大桃 1995 : 19 頁)。そのように見出された「代替モデル」が、以下にのべるように、現在を問い直す視点となるのだ。

後に支配的になる制度モデルを単に批判的に切り刻むだけでなく、その代替モデルとの相互吟味が必要と考える(大桃 1995 : 21 頁)

冒頭の問いは、「歴史研究は、『現在』というもともとの問題関心とは切り離されたところで行われるのか」だった。答えは否である。現在に対する問題関心があればこそ、それに対する「解釈の揺れ」を求めて、あるいは「代替モデル」を求めて、研究者は「歴史」に回帰するのである。

2. 課題設定、用語の整理、本稿の構成

2-1. 課題設定

1990年代末に、中央教育審議会が答申で「学校の自主性・自律性の確立」(答申「今後の地方教育行政の在り方について」1998年9月1日)を掲げて以降、教育課程、意思決定、情報公開、保護者や地域住民の参加、学校裁量予算、教育委員会の関与の見直しなど、多くの側面で学校の自主性・自律性の強化が図られてきた。天笠茂は同答申について「校長に学校経営者と称するにふさわしい権限を付与することを通して」、「校長を中心に学校が主体的・自律的に創意ある教育活動の展開を図るための条件整備の一環として掲げられた」(天笠 2000 : 282-283 頁)ものと指摘する。またこうした学校経営の大幅な改革は、「これまで教育行政当局に吸収してきた学校の権限の相当な部分を学校側に委譲し、それを学校の権限として制度化する」(小島 2007 : 43 頁)ものだが、「人事、予算については不徹底であり、教育での自律的学校経営を支える条件となりうるか疑問が残る」との指摘(小島 2007 : 46-47 頁)もある。

例えば学校の財政面での自主性・自律性の確立を掲げて導入された学校裁量予算は、「あらかじめ設けられている節の区分に制約されることなく、比較的自由に予算執行することができる」(本多 2016 : 239 頁)点に特色がある。しかし、実際には学校裁量予算は学校設置者から渡される公費のほんの一部をなしているに過ぎない、という現実¹があり、それ以外の予算は学校あるいは校長に支出負担行為の専決権がなく、あるいはそれが付与されている場合もごく少額でしか認められていないということがある。具体的には、大桃らによる市町村レベルの教育委員会を対象とする質問紙調査²の結果によれば、一定金額までの校長の専決権を認めていない自治体は未だに全体の44.4%にのぼり、それも小規模自治体ほどこれが認められていないことがわかっている(高木加 2017 : 64 頁)。

このような現実、今に始まったことではなく長らく指摘され続けていることである。例えば、「教育委員会に予算の執行委任がなく学校にももちろん執

「学校財政の自治」理念の生成

行委任ができなく、学校はすべての物品の調弁ができず、学校から入用の物品を予算の範囲内で申請し、区教委を経て、区財務課内でととのえ、その物品をそれぞれ各学校に支給するようになっている」（中西 1963：274 頁）。

加えて、令達された予算の節間流用等も認められていない自治体もまだまだ多い。先ほどの大桃らによる調査では、節間流用が認められている自治体は 45.8%、細節間流用が認められている自治体は 58.7% を占めるにとどまっている（高木加 2017：66 頁）。

このような制度的制約の下で、小学校校長として学校財務に携わった中西祐三郎は、「子どもに自主性の開発を願う学校の教育業務遂行に、学校自体が自主性ある教育業務を執行することが出来ない状況である。それは学校経費、教育財政が、教師側の自主的な編成ではなく、戦前からの伝統のうえにたつ予算執行のためである」と述べ、そのことが「教育の主体性」確立を阻んでいると指摘している（中西 1968：i-ii 頁）。

見てきたように、学校の自主性・自律性が叫ばれながらも、学校財政・学校財務に関してはそれを保障する制度が整っていない状況にある。また、学説がそのような状況を批判的に問うているかと言えば、学校財政・学校財務研究全体の低調さもあり³、そのような指摘はあまり聞かれない。むしろ学校現場における金銭の扱いに関するルーズさとそうした事柄に対する無関心があり、財務権限の委譲を教職員自身が強く望んでいないようにも思われる⁴。現代において、「学校財政の自治」理念は提唱されることもなく、もしやどの立場から見ても望まれてもいないのかもしれない。

このような状況は、教育行政に教育条件整備に関する強い権限を認めてきた教育法学説においても許容しにくいものであることを説明する必要がある。1978 年に『教育法 [新版]』を著した兼子仁は、公教育の生成について「すべての子ども・国民の学習権を保障していくために、必要な経済力を自己調達することが至難であり、… [略] …公権力主体たる国・自治体の行政がそれら外的教育条件整備に任ずること」が主たる目的であったと説明している（兼子 1978：344-345 頁）。そして、教育行政の制度原理として教

育に関わる事項を「内的事項」（教育の内容面をなす事柄）と「外的事項」（教育の外的条件をなす事柄）とに区別し、これにより教育行政の教師や父母・子ども等の当事者に対する権限を規定あるいは確保しようとする、いわゆる内的・外的事項の区別論を提唱した（兼子 1978：350-352 頁）。この区別論において、「教育予算編成・執行などの教育財政、教育費の父母負担」は外的事項に位置づけられ、「条件整備的教育法・外的教育法が妥当し、そこにおいて教育行政の積極的な働きが予定される」と述べている（兼子 1978：351 頁）。しかし、兼子はこの「教育行政の積極的な働き」に以下のように留保をつけている。

ただし、教育外的事項の整備も子ども・国民の学習権や教職員の生存権を保障するためになされるもので、現実的・間接的に教育のあり方にかかわっているため、立法・行政当局の専権にゆだねるわけにはいかない。教育行政組織の政治的中立化・文化的独立化を図るとともに、外的事項の決定に関しても教育界各層の教育行政への参加権が今後しだいに慣習法のおよび立法的に形成されていくことがのぞましい（学校の自治、教組交渉制、地域父母・住民参加権など）。（兼子 1978：351 頁）

兼子のこの立論では、外的事項として挙げられているものとしては主に施設設備や教職員の人事などが想定されており、先の「教育予算編成・執行などの教育財政」も、施設設備費用や教職員給与などのいわゆる国・自治体における「教育費」などが前提となっていると思われることは注意が必要である。しかし、こうした〈純粹〉に外的事項の側面が強い事柄⁵についても、兼子は教育行政としての教育条件整備の義務性を前提としつつ、「外的事項の決定に関しても教育界各層の教育行政への参加権」を想定していたことは確認されてよい。

本稿が主に対象とする費目はこうした〈純粹〉外的事項としての施設設備の建設費用や教職員給与ではなく、より内的事項としての側面を含みうる、学校における教材・教具や事務用品の購入費用、活動実施費用などの学校運営費であり、現在も日常的に学校の

教職員が財務を担っている費用である。こうした「内的・外的の両面」を有する事項について兼子は「混合事項」（兼子 1978 : 352 頁）としてみなし、その両側面にそれぞれ、「教育の自主性と専門性の確保をめざす内的教育法」と「条件整備的教育法・外的教育法」とが妥当するとしている（兼子 1978 : 351-352 頁）。兼子自身は、上記のような教職員が財務を担っている学校運営費について言及していないが、明らかにこれは混合事項に位置づくものと考えられる。すなわち、教材・教具や事務用品の購入費用、活動実施費用などは、教育活動実施の教育条件として教育内容や方法に深くかかわる側面（内的事項）と、自治体あるいは保護者などが現実的に費用を分担している側面（外的事項）とを併有する混合事項である。だからこそ、（純粋）外的事項以上に、この学校財務の領域においては「教師や父母の自由や各学校の教育自治」が前提となり（兼子 1978 : 351 頁）、教育行政の「専権」は否定されると考えられる。

ましてや、学校運営費においては、現在公費（すなわち自治体負担費用）の負担割合が2-4割のところ、私費（すなわち保護者負担費用）のそれは6-8割にも上るとされている⁶。このことが、日本国憲法26条2項後段の規定する義務教育の無償性原則に抵触する可能性については言及するまでもない。学校運営費はそれ自体内的事項との関連性を強く有するため、学校運営費用について学校自身が自主的・自律的に予算編成・執行・評価・改善を行っていくことは、学校の自治の重要な一領域として位置付けられる必要がある。加えて、公費の不足のために実質的にその費用負担のほとんどを保護者が負っている現実に鑑みれば、その学校に通うすべての子どもの学習権を保障するために、教職員を中心とする学校が教育行政に対して行使しなければならない「教育条件整備要求権」（兼子 1978 : 345 頁）の一環にそれは属するのではないだろうか。言い換えれば、「学校財政の自治」を実現していくことは、学校にとって学校設置者から権限や自由を勝ち取るのではなく、子どもの学習権を保障するため、すなわち子どもに向けての義務を忠実に履行していく行為ではないだろうか。

本稿では、こうした問題意識から、「学校財政の自治」理念がにわかに提起され、発展していった1940

年代後半から1980年代にかけての学説に着目し、これらの学説よりみいだされる「学校財政の自治」理念を描き出していくことを課題とする。

2-2. 用語の整理

本稿における「学校財政」は、学校の主体性・自律性を含意して、そこにおける主として教材・教具や事務用品の購入費用、活動実施費用などの学校運営費を対象とする、予算編成・執行・評価・改善という一連の経済活動を指す。「学校財政」は歴史的に見れば最も一般的に用いられてきた言葉であるが、同種言葉として「学校予算」「学校会計」、あるいは近年においては「学校財務」という言葉がある。

「学校予算」とは、「一年間の、学校維持に必要な(1) 予見された収入、及び(2) 予示された支出を表示した公表書」（教師養成研究会 1950 : 116 頁）、または「特定期間における教育の財政計画」（伊藤和 1956 : 203 頁）と説明されているように、学校内の財政に関わる計画文書として捉えられ、「学校財政」に登場する文書の一つを指すものと考えられる。「学校会計」は、「財政のいわゆる経理手続」（伊藤和 1956 : 222 頁）であり、これもまた「学校財政」の中の一つの手続きを表す。

そして、もっとも「学校財政」と近い用語が、「学校財務」である。「学校財政」と「学校財務」の異同を明らかにすることは難題である。例えば、現代においては「学校財務」について「学校にかかる予算とその執行」を指すとの説明が示されている（田中 2016 : 15 頁）が、2つの言葉の異同については述べていない。この2つの言葉について検討するためには、より古くから用いられていた「教育財政」という言葉の検討から始める必要があるだろう。

まず、「財政」について、文部省官僚である今村武俊は、「権力団体がその共同需要を満たすために必要な経費を権力をもって調達する作用」として、学校教育に関してはこうした強制収入の権力を欠いている、それゆえ教育財政というものとは成立しないと主張していた（今村 1965 : 321 頁）。この論に立てば、教育財政と同様に「学校財政」というものはそもそも存在しないということになる。教育行政学者の市川昭午も、「財政」という言葉は「租税の賦課・

「学校財政の自治」理念の生成

徴収をはじめとする権力的作用を含むもの」(市川昭 1978 : 18 頁)であることから、「学校財政」という場合は、「行政主体としての国または地方公共団体の学校教育に関する財政活動」(市川昭 1978 : 19 頁)を指すものであって、学校内における日常的・技術的な会計・経理事務をそのように呼ぶのはふさわしくないと述べる。

このような学校財政の存在を否定し、あるいは学校内の会計・経理の取組をそのように呼称することを否定する学説については、「学校財政を『予算のとり方』に矮小化しようとする」もので、「財政の主体を、国や地方自治体という公権力の側に求めて、財政による利益や損害を負う国民大衆の立場を抜き去ったもの」であるとの批判がある(北島 1968 : 239 頁)。この批判はもっともであるように思うが、「財政」論が収入論に偏って理解されるということも他方で了解できる。『学校財政』という表題の著書を初めて出版した教育財政学者の伊藤和衛は、「財政」という言葉を用いて、「学校→(教育委員会)→地方団体→国」というごとき視角より「学校教育費という費目を」とらえる必要を提起する(伊藤 1956 : 9 頁。□ 内引用者)。この問題意識も、立場は違えども、先の批判論と共通のものであり、それゆえ「財政」という言葉の意味内容そのものを修正しようとするものである。

しかし、より学校現場に立脚してそこにおける経済活動をとらえようとする視点が強まれば強まるほど、「学校財政」という言葉が背景に下がり、「学校財務」という言葉が前面に出てくることは必然ではないだろうか。学校の主体性・自律性を含意して、そこにおける予算編成・執行・評価・改善という一連の経済活動を一言で述べるならば、それはやはり「学校財政」よりも「学校財務」の方が適切である。近年は「学校財政」よりも「学校財務」という言葉の方が、一般的な言葉になりつつある⁷⁾。それも、歴史的必然というべきであろうか。

本稿は学説史研究であるから、基本的には文献に対して忠実に表記することを心がけるが、以上のような観点から、現代との関係を示す場合においては、「学校財政」という言葉との異同を意識しつつも、「学校財政」を「学校財務」と言い換えることがある。それは、本稿の鍵概念である「自治」が学校の主体性・

自律性の概念を含むものであるから、そのニュアンスをより明示的に含むものとして、「学校財務」という言葉を用いたいからである。

2-3. 構成

本稿は、戦後初期の 1940 年代後半から 1980 年代までの学説史に焦点を当てる。まず、学校の自治に関わる学説における学校財政をめぐる議論の展開について整理し(3.)、次に学校財政に関わる学説における自治をめぐる議論の展開について整理する(4.)。最後に、2つの学説史検討を通じて「学校財政の自治」理念の生成について整理し、この理念がもつ現代における「代替モデル」としての意義、現代においてどのようにこの「代替モデル」が継承されているかについて言及する(5.)。

3. 学校の自治論における学校財政論の展開

3-1. 学校の自治論における財政の位置

教育法学において展開してきた学校の自治論⁸⁾であるが、兼子仁がその制度的中心を学校の「教育自治」として(兼子 1978 : 439 頁)ように、自治の焦点は主に教育活動とそれを支える学校経営に当たっており、学校財政に関わる領域について触れている学説は思いのほか少ない。例えば、兼子は「学校予算の編成・執行とそれに連なる学校施設設備の設置・財務的管理となると、…[略]…法制上多分に行政当局の財政権限に属せしめられている」と捉えたうえで、職員会議では「慣習法的になんらかの審議権を保有することがあってしかるべき」と、かなり消極的に自治権の性質を説明する(兼子 1978 : 457 頁)。神田修も同様に、「教育条件整備面」について、「本来は教育行政権、学校管理者側がその充実に努力すべきことで、学校自治的な決定が第1、第2のようにはいかない」と述べ、「個々の学校では解決できがたいことが多い」という現状認識を述べる(神田 1981 : 27 頁)。そのため、「場合によっては教職員(組合)が父母ともどもに教育行政権側に条件整備を求めていく自治的努力が必要」(神田 1981 : 27 頁)と述べるに留まるのである⁹⁾。

しかし、例えば佐藤司は、教師の自由として、研究・

教育活動の自由やそのための組織の自由などを挙げたのち、「これらの権限を遂行するために必要な条件（教材・施設など）の整備を、自主的に要求する権利」（佐藤 1974：200 頁）を挙げる。すなわち、佐藤によれば、学校の自治の対象領域は教育の外的事項にまで及び、さらに明確に、小中高の教師にも『教育の自由』…〔略〕…と一体のものとしての自主組織権・自主財政権が基本的に認められなければならない」とまで断言するのである（佐藤 1974：201 頁）。

さらに佐藤の学校自治論の特徴的な点としては、学校財政を自治権の内容に組み込むことで、自治の主体として学校事務職員を位置付けていることである。すなわち、佐藤は次のように述べる。『学校自治』が単に理念にとどまらず、学校に関する具体的な自治権の内容（財政権・人事権等）を保障するしくみを要求するものであるならば、結局は学校事務労働も『学校自治』と深く関連する労働であり、それゆえ、学校事務職員は「いわば教育条件整備職員として、その存在意義を十分評価されてしかるべき」であると（佐藤 1974：221 頁）。加えていうならば、佐藤は、「子ども・青年、教職員、父母の三集団が、統一された目標をめざして学校づくりをすすめるとき、はじめて学校の本質的機能としての自主性、自律性が高度に保障される」（佐藤 1974：220 頁）として、不十分ながらも父母を自治の主体として認めるようなことも述べている。但し、父母の権利や主体性等についてはあまり紙幅が割かれていない。

後に、十枝修は、『学校の自治』の名を冠する講座本の中で、教育条件整備に焦点を当てた一章を著している¹⁰。十枝は、その論稿の最初で、以下のように学校の自治論において財政について取り扱うことの意義を説明している。

学校の自治が真に確立されるためには、それを保証する財政的裏付けが不可欠であることはいうまでもない。つまり、単に教育上の自主性だけでなく、財政上の自主性も同時に保証されてのみ、はじめて真の学校自治が成立するのである。（十枝 1981：115 頁）

しかしながら、現実にはいわゆる「紐付き」である

公費予算により、「学校の教員定数や教材の中身までも支配され、統制される結果」（十枝 1981：117 頁）となっていたり、あるいは自由な予算についても教育委員会がその一部を留保していたりすることで、学校の自治は侵害されている状態であることを十枝は憂いている（十枝 1981：117 頁）。また、それゆえに経常費のほとんどを私費に依存している状態では、「学校は私人や民間団体の干渉を受けやす」い状態となり、学校の自治はしばしば私費によっても侵されていると指摘する（十枝 1981：118 頁）。そうであるからこそ、学校の自治を「保証」する財政のあり方として、十枝は3つの原則を挙げる。第1に、「公費主義」（十枝 1981：119 頁）により、私費に依存している状態を軽減することである。しかし公費主義がいき過ぎて公費により学校の自治が縛られては意味がないので、第2に「独立主義」（十枝 1981：119 頁）を挙げる。教育委員会に対する財政自主権や国庫負担金の実費対応などの法的措置を求める。そして、第3に「現場主義」（十枝 1981：120 頁）である。「各学校における必要経費を最大限自主的に管理し執行していくこと」で、教育委員会に留保する予算規模を最小限にとどめ、結果として教育行政の不当な支配を防ぐ、という考え方である（十枝 1981：120 頁）。

この十枝の学校の自治論には、確かに学校の財政の自主性の考え方がしっかりと埋め込まれている。しかしながら、その意図は学校がいかに教育行政から不当な支配を受けないか、というところにあり、いわば「金を出すから口も出す」という状況を回避するために、法的整備を求め、同時に学校現場で予算抑制という防衛策をとることを求めるものである。また、私費の負担主体である保護者についても教育行政と同様に不当な支配の主体になりうるとみなしており、学校の自治主体はあくまで「各学校の教師集団」（十枝 1981：117 頁）と考えられているようである。学校の自治の主体には、保護者はもちろん、佐藤が明示的に含んでいた事務職員も含まれていない。また、学校の自治を「保証」する学校財政のあり方についても全く具体的ではない、という限界もあった。

もともと、学校の自治論がもっぱら法的整備の提起に偏り、学校財政のあり方が具体的でないことについては、十枝のこの論稿が収録されている講座本

「学校財政の自治」理念の生成

が日本教育法学会の編集によるものであることも一つの理由であるように思われる。教育法学において学校の自治を論じるときは、あくまで学校の自治を保障するための法制度、いわば外枠の在り方に主眼が置かれ、こうした外枠を形成した後の学校の自治の中身の検討については、主に学校経営学や(未発達ではあるが)学校財政学のような学問領域に委ねているものとみるべきである¹¹。

3-2. 学校の自治における主体論

先に見たように、佐藤と十枝の論においては、学校の自治を担う主体に大きな相違点があった。実は、この主体論は、学校の自治に関する学説の展開の中で大きく変化してきている点である。当初、学校の自治論とそれが支えようとした教師の教育権の理論は、教育内容や方法などの教育の内的事項に関する教育政策による不当な支配に対抗する形で用いられる傾向が強かったために、学校の自治論自体も内的事項に関する事柄を対象領域とし、その主体も教師集団が想定される場合が多かった(植田 2001)。実際に兼子も、学校の自治とは「生徒等・父母に教育責任を果していく学校教師とその集団による教育権の自主的行使」であるとしていた(兼子 1978 : 415 頁)。すなわちこうした教師主体の学校自治論においては、保護者は自治を担う主体ではなく、「教師に教育専門的判断を求める権利」、すなわち教育要求権を有するに過ぎないとされたのである(兼子 1978 : 301 頁)。

こうした子どもや保護者を主体から除く学校の自治論を修正しようとする動きが 1980 年代から強まってくる¹²。その重要な契機となったのが、今橋盛勝による、子どもの学習権や父母の教育権の保障を重視する立場に立つ論である。今橋は、「[兼子により]『学校の自治』で論究されていることは、教師の教育権限と教員組織に関する事項である」と教師の教育権中心の学校の自治論に偏りすぎたことを批判する(今橋 1983 : 145 頁。□ 内引用者)。これより先に、神田修は先にも述べたとおり、不十分ながらも「父母・住民、場合によっては生徒らが、直接或いは間接にかかわる学校の自治」を構想しようとし(神田 1981 : 5 頁)、内的事項に関わってもこうした「父母の要求をくみ入れ」、時には教育課程などを「父母・住民参加のもの

とに決定する」こともあってよいとする方向性を示した(神田 1981 : 23 頁)。佐貫浩も、「父母・住民の学校統制(教育の民衆統制)をも…[略]…内在化させた『新しい学校自治』を目指すべきと明示的に述べる(佐貫 1984 : 72 頁)。ここに至って、学校の自治論全体において教師だけではなく、そこに職員を加えるだけでなく、子ども・保護者をもその主体に含めていくという理念が示されてきたことがわかる。

ただし、この主体論を検討する際には、学校財政に関わる事柄については特に固有の事情を考慮する必要があるように思う。教育の内的事項に関しては、教師集団に一定の教科専門性が認められ、専門的な判断決定権が認められる。他方で、保護者の教育権の行使の仕方としては、教育要求権や手続的参加にとどまらざるを得ない¹³ことは理に適っている。しかし、学校財政をめぐることは、教師集団に専門性がどれほどにあるであろうか。教材選定において教科専門性が作用する部分はあるとしても、限られている。他方で、保護者の側は、徴収金、いわゆる「教材費」、「学級費」等のような名目で、実際に費用負担を行っている主体である。このことを踏まえれば、少なくとも学校財政に関しては保護者が自治主体として積極的に位置付けられる必要があるだろう。学校の自治論の展開においては、こうした側面については見落とされてきたように考えられる。

4. 学校財政に関わる学説における自治理念の生成

4-1. 学校財政の主体としての学校の登場

そもそも「学校財政」という言葉は、学説以前に政策上に登場してくる。1949 年に立案されたものの、結局成立しなかった「学校財政法要綱案」¹⁴という法案がそれである。この法案は、当時同時に構想されていた教育条件整備基準を法律化しようとする「学校基準法案」¹⁵の財源を確保し、国公立学校の経費基準と負担区分を明確化していくことを趣旨としていた(小川 1991 : 171-172 頁)。加えて、同法案はもともと「教育財政法案」¹⁶として構想されていたことからわかるように、「教権の独立」理念を背景として構想され、それが現実化できなかった段階で提起された、義務教育費国庫負担制度の「拡充策」であると評

価されている(小川1991:167頁)。だからというべきか、そこで強調されていたのは主に教育行政の一般行政からの独立原則の具体化であって、学校基準法案の中央集権的な性格と相まって教育の自主性原理とは「緊張関係」を孕んでいた(世取山2012:42頁)。そもそも学校の自治という観点は相当に薄かったものといえる。

この法案の立案を主導した文部省庶務課の内藤三郎が、おそらく初めて「学校財政」という言葉を冠する論文「学校財政の確立について」(内藤1949)を著している。しかし、内藤はこのような言葉を冠しながらも、論文の中では専ら「教育財政」「教育財政の確立」について述べている。このことからわかるように、当時の内藤による「学校財政」という言葉は、いわば「学校教育財政」のことであって、社会教育財政などと区別される教育財政を指している。このとき内藤は、学校財政法案について、「学校校育(マ)のこの国家的統一性を保持する」学校基準法案と合わせて、「この基準を財政的に保障する」ものと紹介している(内藤1949:50-51頁)。さらに内藤は別の著書において、学校財政法案の理念を継ぐものとして1950年に(自ら)構想した標準義務教育費法案¹⁷について、「完全に教育の機会均等が財政的に保障されるに至る」ものとして高く評価しながら、他方で、教育財政の確立の意義を次のように述べている。「教育財政が確立して始めて(マ)教育行政の自由性が確立し教育の自主性が尊重されることになるであろう」(内藤1950:205頁)と。やはり、「学校財政の確立」についての内藤の意図は、学校教育財政の確立にあり、(学校)教育行政の自主性・自立性にあった。そこにおいては、「教育の自主性」についても言及されているが、学校の財政的自主性・自立性についてはほとんど想定されていないものとみられる。すなわち、個別の学校への着目がないのである。

当時の学説では、内藤と同様に、「学校財政」あるいは「学校教育財政」という言葉を用いながらも、個別の学校財政以前に学校教育財政の自主性・自立性の確立を主張する、いわば行政寄りの視点の論調が散見される¹⁸。この流れが、より個別学校に着目したところが変わっていく。例えば、野々山三郎・鈴木義明は、学校財政を教育財政とは区別して「学校を単位

に、これを主体とし、個々特定の学校が、その経費を支弁するために、財を収入し、管理しおよび支出する行為」(野々山・鈴木1953:243頁)と定義する。財政の主体として学校が位置づき始めたのである。

個別学校を主体とする学校財政という考え方を初めて包括的かつ具体的に立論したのが、伊藤和衛である。伊藤は、学校財政の位置づけを、従来の教育財政に従属するものという見方ではなく、「教育財政の基底」としてとらえる(伊藤1956:7頁)。そして、先に述べたとおり、国を出発点とするのではなく、現実の学校を出発点として財政をとらえる視角を提起する。この提起の根底には、『教育する権利』ないし『教権』なるもの¹⁹の概念がある(伊藤1956:9頁)。すなわち、学校における現場教師の有する「教権」が学校をめぐる財政にどのような作用を果たしているのか、また果たすべきなのかが学校財政研究の課題として提起される。さらに伊藤は、この「教権」を梃子に、「学校財政権」なる「権利」を提起する(伊藤1956:15頁)。当時は、まさに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地方教育行政法)が制定され、教育委員会法上にあった教育委員会の原案送付権が削除されたタイミングである。しかし、伊藤は、「実定的なものではなく、むしろ要請的な権利」として、学校財政権を見出す(伊藤1956:16頁)。具体的には、日本国憲法の地方自治原則から『教育自治』の概念を引き出し、「教育本来の立場」から「必要な教育をおこなうに足る経費を要求」しうるのだと述べるのである(伊藤1956:17頁)¹⁹。

伊藤はさらに翌年の論文では、地方教育行政法に規定された33条「教育委員会の職務権限」規定の中の学校管理に関わる権限、及び同条文の中の予算を伴う事柄についての教育委員会の長への協議義務²⁰について、これに基づき「学校としては本条に準拠して経費による教育的必要を主張しうる」(伊藤1957:98頁)とまで踏み込む。学校を主体として、教育委員会を介して自治体首長に予算要求を行う自立性・主体性を、地方教育行政法下で見出しているのである。

4-2. 学校経営の一環としての学校財政

伊藤は、学校財政を学校運営ないしは学校経営と

「学校財政の自治」理念の生成

の関係性でとらえ、「学校財政は、学校運営の基盤を提供する」（伊藤 1956：18 頁）と述べていた。学校経営学の発達とともに、こうした学校運営あるいは経営との関係性のもとで学校を主体とする財務活動を論じる意義を強調する立論も散見されるようになってきた。例えば五十嵐頭は、「単に学校経営のための条件を獲得するための経費の調達という位置にとどまるものではない」（五十嵐 1961：288 頁）、「学校予算についての研究とその制度的確立」を深めることが、「学校財政の自主性、ひいては学校経営の自主性を確立する」ことにつながるとする（五十嵐 1961：289 頁）。

こうした学校経営の一環としての学校財政の発想は、学校財政の組織論の発展においても見出しうる。伊藤は、例えば学校予算編成の作業は「学校長一人で行えるものでもないし、またすべきものでもない」として予算委員会の設置を提起していた（伊藤 1956：213 頁）が、高野桂一も伊藤の提起に賛同している²¹。高野は、「合理的予算としての公費の要求に一層の集団意思が反映されるべきであろう」（高野 1980：534 頁）として、「予算委員会を構成し、実質的には職員会議における総意を反映するように」と述べている（高野 1980：536 頁）。予算委員会を設置することで少数のそこに参加する主任級教師の意見のみが学校財政に反映されるのではなく、全教職員が参加する職員会議における意思が反映されることが必要との提起である。

4-3. 教育要求を反映する学校財政

伊藤が提起した学校を主体とする学校財政の概念は、当時教育関係者の耳目を集めていた私費負担や PTA 負担教育費の問題への対応策という視点からも論じられ、補強されていくこととなる。例えば、高木太郎は、「PTA 等の私費負担をできるだけ切り詰めると共に、公費負担を増していく外にない」（高木太 1957：251 頁）と述べる。

教育財政学者の太田さとしはさらに、「学校予算は一般の予算と同じく、その編成・議決・執行のサイクルを通じて、国民の教育要求が代議機関を濾過して、学校の教育計画を決定・監督するという主語的機能」（太田 1961：30 頁）²²を有するとまで述べ、そのた

めに「学校と学校財政の構造、機能をつくりかえる実践と運動の基本的エネルギーである勤労大衆の教育要求を、いかに掘りおこし組織化していくかという問題を、子どもの教育を受ける権利を実質化する形で統一的に解決していくことが課題」（31 頁）と論じている。私費負担あるいは PTA 負担教育費を視角として取り入れることで、学校における現場教師の「教権」の発動としての予算要求を枠づけるものとして、「国民」あるいは「勤労大衆の教育要求」、そして「子どもの教育を受ける権利」が位置付けられているのである。学校教師の専断的な権限ではなく、子どもの教育を受ける権利を中心としてそれを取り巻く国民の教育権と教師の教育の自由を基礎に、教育委員会や自治体首長から自立する考え方がここには示されているといえる。

大田健²³は、学校財政という領域においてこれらの多様な主体による「自治」ともいうべき理念が形成されうる可能性について、次のように論じている。「教諭と校長・事務職員などは異質の系列の担い手として位置付けられながらも、各種職種間での職制と集権化の傾向が強まるにつれて、ともに教育現場の第一線の勤労者としての共通性と連帯の可能性が見られる。…〔略〕…職場集団と子ども・父母集団の生成と連帯の客観的条件が存在している」（大田 1961：198 頁）。そしてそれは、予算執行や物品購入等の学校財政には、「正しく子どものためになるかどうかの教育価値に関わる側面」が含まれているからであるという（大田 1961：198 頁）。すなわち、子どものためになるかどうかという教育的価値を考慮することにおいて、教師も校長も学校事務職員も、そして父母という各主体も、誰もが「連帯」しうる地平がそこには広がっているのである。

4-4. 公-私費を総合的に律する学校財政

戦後すぐの 1947 年に制定された学校教育法は、学校でかかる費用負担を原則学校設置者が負うべきとする原則（設置者負担原則、5 条）をおいていたが故に、内藤ら当時の文部省官僚らも、基本的に学校は「公費支弁」（内藤 1950：196 頁）、「国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実」（小和田 1949：16 頁）ということを念頭に置いていた。しかし、そこではま

だあくまで学校財政の対象はすなわち公費であるとの観念が存在し、私費あるいはPTA費に依存する実態を認識しつつも、それを軽減していくためには公費支出しかないというやや単純な発想が見られる。それは先にも述べたように、学校教育財政という行政寄りの思想であり、学校現場において自律的に公費を私費に転換していく余地をほとんど想定しない論調ともいえる²⁴。

その後、伊藤は公費と私費（PTA費等含む）の双方が実際に学校の中で扱われていることを前提としながら、その両者を「混合すべきではない」（伊藤1956：228頁）という立場に立つ。会計処理を切り分けつつ、私費に関しても公費と同様の適正な処理がなされる必要が唱えられ、具体的な会計処理の方法についても、講座本で一つの節を割く例もみられるようになった²⁵。ここより、公費と私費を区分しつつも、これらを統一的に見ていくことが必要との考え方が生まれてくる。すなわち、私費についても公費と同様に、予算を計上し、単一の一般会計にまとめ、会計年度を独立させ、独立の会計担当者を立て、望むらくは「内部牽制組織」を組み、「健全財政」を目指すという原則が当てはまるべきであるとされる（永嶋1957a：243-244頁、永嶋1957b：255頁）。学校は公費と同様に私費の負担額・手続きの適正化に努めていく必要があるとの考え方が徐々に確立され、公-私費を総合的に律していく在り方が模索されてきたのだといえる。

4-5. 「学校財政の自治」理念への集成

以上のような、行政からの自立性・行政への主体性の視点、学校経営との牽連性の視点、国民（具体的には保護者）の教育要求集約の視点、公-私費にわたる自律性の視点、そして各主体の連帯の視点は、学校事務職員の柳原富雄によって、1980年代に理論的に昇華されている。

柳原は、「学校財政の指導原理においては、経済効率の原理よりも子どもの発達原理がより重視され、その組織原理においては、権限委譲の原則よりも集団責任の原則がより重視されるべき」（柳原1984：69頁）とする。そして、具体的には、「校内予算編成の際、子ども・父母・教職員から出された学校運営の全領域の生の要求を集約し、全ての教育関係者（父母、

教職員、教育行政当局）に公開していく」ことを第一の具体的在り方として提起する（柳原1984：72-74頁）。ここでいう「予算」は、公費のみならず、私費も含まれる。より具体的には、「『公費』『私費』の枠をこえて、学校内での“総合予算主義”が確立されるべき」（柳原1984：86頁）とされている。これはもちろん公費と私費とを混同するという意味ではなく、これらを統一的に扱っていくことで、「どの部分から無償化を実現していくか」を到達目標として明示しながら私費負担軽減に自覚的に取り組む必要性を述べているのである（柳原1984：78頁）。

さらには、「予算要求・編成・執行・統制（監査および評価）のすべてにわたって中心的な役割を果たす『財務委員会』には保護者を構成員として加えることを目指すというところにまで言及する（柳原1984：87頁）。すなわち、柳原の学校財政の理論においては、「学校事務職員が中核となりつつも、教育条件の整備や民主的学校財政運営は、全教職員が集団として責任を負うべきである」とともに、「とりわけ父母は学校への要求主体であるとともに、学校の構成要素（主体）」であるとされる（柳原1984：89頁）。よって、教職員とともに父母を組み込む形で、「学校自治」や「教職員と父母の共同化」が展望されているのである（柳原1984：90頁）。

5. 「学校財政の自治」理念の意義

戦後30年ほどをかけて生成されてきた「学校財政の自治」理念を、2つの系譜から追ってきた。

第一に、教育法学における学校の自治論では、教育行政からの自主性・自立性に重きを置く学校教師集団中心の発想から、保護者や子どもを自治の主体として位置付ける発想へと転換してきたことを述べた。そこにおいては、学校財政などの教育条件整備面については必ずしも重要視されておらず、そこに着眼していたとしても、その重要性を指摘することどまり、学校の自治的な財政の扱い方については明確ではなかった。

第二に、学校財政に関する学説においては、そうした学校の自治論の限界を克服する理論が積み重ねてこられたといえる。教育行政からの自主性・自立性は

「学校財政の自治」理念の生成

もちろん、学校経営の一環として財政を位置付け、組織的に取り組むこと、教育要求すなわち教育の必要性を反映するために教職員と父母が連帯すること、そして公費のみならず私費に着目して私費を軽減・適正化しながら公費負担を正常化しつつ公費保障を拡充していく自律的な実践を行うこと。これらの要素は学校事務職員である柳原による学説で集成する。研究者が机上で語る〈理想的〉な「学校財政の自治」論ではなく、学校現場でイニシアチブをとってきた学校事務職員が〈实际的〉な「学校財政の自治」理念を提起した点が特に重要だ。「学校財政の自治」理念は、誰も望んでいないものでもなければ、現実味の無いものでもないということを示すものだからだ。

また学説史を追う中で見えてきたもう一つの点は、この「学校財政の自治」理念の生成あるいは実現を阻むものとして、教職員それ自体の学校財政への無関心や煩雑な事務に対する嫌悪感があるということだ。このことは、現代と何一つ変わらない。70年前から変わらず、学校は公費が不足し、かといって教育委員会に予算要求するための資料を作成するわけでもなく、安易に担任教師は私費の徴収に走り、PTAを後援会扱いし、予算の編成どころか会計報告すらおざりにし、担当者以外はそれに口も出せない、ということが問題視されていた。

そのような中でも一部の学校事務職員を中心に実践化されてきた「学校財政の自治」理念が、現代においてもそうした無関心・嫌悪感を克服する「対抗モデル」(大桃 1995: 19 頁) になりうることは論を待たない。とりわけ現代においては、子どもの貧困問題が叫ばれ、経済的事情のために学校で他の子と同様の活動をすることが難しい子どもが増えてきている。教育要求に即して公費-私費にわたる学校財政を適正化し、私費負担を軽減してそれを公費保障に転化していくことは、学校の責務と考えられる。こうした責務を果たすために、財務をつかさどる学校事務職員がイニシアチブをとり、教職員を意識づけし、費用負担者である保護者を巻き込みながら、自主的・自律的な財務実践を進めていく必要がある。

付言すれば、こうした「学校財政の自治」理念は、子どもの学習権を保障するために国民と教師に「原理的」に認められた教育行政に対する「教育条件整備

要求権」(兼子 1978: 345 頁) を実質化していくものである。時代状況の制約もあり、学校の自治論においては必ずしも明確に位置付けられていなかったが、内的・外的事項の区別論とそこにおいて発展してきた学校の自治論について、「学校財政の自治」理念は矛盾するものでも修正を迫るものでもない。今日的な学校の自主性・自律性確保の声や、保護者負担の過大性という社会問題の浮上が、こうした理念に光を当てる必要性を生じさせたというべきだろう。

今日においても、「学校財政の自治」理念を体現する優れた財務実践を展開する学校事務職員が少なからず存在し、その実践を積極的に発信している²⁶。彼らは言う。「子どもが、子どもとしてあたりまえのことを享有できていない状態こそが異常」で、そうした実践は、「おとなが子どものために考えなくてはならないこと、行動しなくてはならないこと」であり「身近なおとなとしての使命」なのだ、と(柳澤 2016: 251-252 頁)。

「学校財政の自治」理念を実現し、子どもの学習権を保障するための模索は、まだ続いている。我々は、そうした「歴史」の延長線上に身を置いている。歴史研究者は、さながらその「歴史」の代弁者だ。研究者が発掘し、代弁した「歴史」は、「現代」における「代替モデル」になりうる。だから我々歴史研究者は、「歴史」に回帰する。

註

¹ 10年前のデータであるが、ベネッセコーポレーションによる「学校長の権限・裁量に関する調査(2006年月)によれば、教材費や光熱水費などの経常費を除く校長裁量予算が存在する小中学校は12.3%にすぎなく、また、その校長裁量予算も20万円以下に過ぎないところが50.7%を占める。株式会社ベネッセコーポレーション「学校長の権限・裁量に関する調査〔概要版〕」(平成18年度文部科学省委託調査研究報告書新教育システム開発プログラム(採択番号18)2007年3月) http://berd.benesse.jp/berd/center/open/report/gakkou_cho/2007/pdf/data_11.pdf 2017年7月23日最終確認。

² この調査は、「ガバナンスと教育の質保証に関する理論的実証的研究」(科学研究費補助金基盤研究(A)、研究代表者:大桃敏行)のユニットC「教育の質保証における学校と学校外機関・組織との関係の分析」(ユニット代表者:村上祐介)による、2015年10月から12月にかけて行われた自記式質問紙調査である。調査対象は全国の1277か所の自治体である。この調査結果のデータは、ユニットCのメンバー、高木加奈絵の論文(高木加2017)に掲載のものを参照した。

³ 近年における研究者による学校内の財政・財務に関わる取組を対象とする研究としては、本多(2015)、末富(2016)が見られる。学校財政・財務研究の低調さはこれらの著作物でも指摘されている。

⁴ 2002年、「本来あるべきところに権限を戻す」(工藤一徳・元春日市教育委員会学校教育部長)という発想から学校への財務権限委譲をいち早く進めてきた福岡県春日市においても、権限委譲の初年度は事務負担の増加を嫌って学校事務職員から反対の声が上がったという。しかし、1年間権限委譲をされたもとの学校財務を進めた結果、再び権限を教育委員会に戻したいという声はなくなった。筆者による権限委譲当時の市教委担当者、及び学校事務職員に対するインタビュー(2017年7月7日、春日市役所)でこうした情報を得た。このことは、学校財政に関する権限委譲に対する学校現場からの反発も、実施してみることで変化する可能性があることを示している。

⁵ もっとも、このように述べることは、施設設備の建設も教育の内の事項と密接に関わり、教職員給与も「教師の人間としての生活条件であることにも加えて、子どもたちがよい教育を受けるために必要な『教育条件』でもある」(兼子1978:327頁)ことを否定しているものではない。相対的に、教材・教具購入費用や活動費用が日常的に内の事項に関わるものであることを強調しているに過ぎない。

⁶ 例えば、埼玉県の4つの自治体における小中学校4校の公費によって賄われる学校運営費と私費によって賄われるそれを一人当たり金額で比較した結果(2016年度予算と2015年度実績)によれば、自治体により公費負担額は異なるものの、公費対私費の割合は小学校で2:3もしくは1:2程度、中学校では1:3もしくは1:4程度に分布している(永山・仲田

2017:109-110頁をもとに筆者が試算)。このことから、学校運営費に限ってみれば、学校の教育活動は私費によって成り立っているとみることもできる。

⁷ 論文検索サイトCiNiiにおいて、2000年代以降の論文を検索すると、「学校財政」では46件、「学校財務」では114件の論文が表示される(2017年7月17日現在)。また、中村丈夫が2013年に『学校財政』という著作を出版しているが、この著作において表題の定義を行っている箇所は見当たらず、「学校財務」との異同も著者の言葉では説明されていないと思われる。

⁸ 学校の自治に関する政策と学説の展開の概要に関しては、田沼(2001)を参照されたい。

⁹ 安達和志もほぼ同様の見解で、外的教育条件は学校に必要な前提とされており、これについて「学校教師集団による要求権行使の働きが特に重要」であり、加えて、「父母の条件整備要求についても、学校PTA等による学校自治的とりまとめを通じて行政に向けていく」とし、教育条件についてはあくまで学校の有する権限は要求権にとどまるものと理解している(安達1981:125頁)。

¹⁰ 管見の限り、この十枝(1981)が学校の自治論において明示的に財政的領域を扱った初めての論文である。

¹¹ 教育内容の立法化について同様の指摘をするものとして、高橋哲がいる。黒崎勲が指摘する、教育法学の法解釈という方法論上の限界について、高橋は、「教育法学においては、法解釈から自律的な教育領域と教育行政研究の固有な領域を確保しようとするところにその本旨があった」とする(高橋2007:26頁)。そして、「立法化可能な教育領域の限界を『学校制度的基準』に同定することは、教育の論理と法の論理との限界を画し、その先の教育実践、教育行政活動の問題を教育学の判断に託するもの」との立場に兼子教育法学が立っていることを説明する(高橋2007:29頁)。教育法学の学校の自治論も、学校財政に関わる実践のあり方の究明までを負おうとしていたのではなく、その課題は教育学の適切な学問領域に課せられたものであったといえよう。

¹² 先の十枝の論は、その修正の境にあったものにとらえるべきだろう。

¹³ 兼子(1978)の他に、市川須(2007)も参照された

「学校財政の自治」理念の生成

い。

¹⁴ 『内外教育』147号、1949年3月8日、2頁掲載。

¹⁵ 国立教育政策研究所所蔵『戦後教育資料』VII-31

¹⁶ 『内外教育』139号、1949年1月13日、2頁掲載。

¹⁷ 『内外教育』201号、1950年3月28日、13-14頁掲載。

¹⁸ 例えば、教師養成研究会（1950）や、中城（1950）である。

¹⁹ 伊藤（1956）は、学校財政の領域を、教員人事、教育計画、学校諸行事、学校施設・設備、の4つを挙げ、特に教育計画の財政について、こののち包括的かつ具体的に論じている。この伊藤の学校財政論の先駆性については、いずれ別稿にて論じたい。

²⁰ 現行地方教育行政法の21条「教育委員会の職務権限」と29条「教育委員会の意見聴取」である。

²¹ 有名な学校経営の近代化-現代化論争を展開した伊藤と高野だが、学校財政をめぐる議論については、概ね意見が一致しているように見られる点は、学説史上興味をそそられる論点であるが、今回はこれ以上踏み込まない。

²² 太田は別稿において、同機能を「立法的機能」と呼んでいる（大田健1961：182頁）。

²³ 前出の太田さとしとこの大田健は同一人物とみられる。

²⁴ 内藤は、教育費の状況を適正化するために学校会計制度の整備を訴えるが、それは法的措置により学校会計方法の均一化を図るというものである（内藤1950：210頁）。文部省庶務課に所属する官僚としては至極当然の発想であり、また当時としてみれば革新的な発想であったといえるが、良くも悪くも学校の教職員を受け身としてとらえており、その主体性・自律性を捨象していると考えざるを得ない。他の論考でもしばしば指摘されているように、学校財政の問題は、公費不足以外にも、学校現場における学校財政に対する自律性主体性の無さ、言い換えると「ルーズ」さ、「安易」さというものが実態としてあった（永嶋1957b：255頁）し、現在もあるというべきであろう。しかし、裏を返せば、そのような実態があるからこそ、そこに主体性・自律性というものが働いていく余地がある。

²⁵ 例えば、永嶋（1957b）、高村（1962）、野沢（1962）

が挙げられる。

²⁶ 例えば、鈴木（2010）全国学校事務職員制度研究会編（2010）、制度研編（2011）、現代学校事務研究会編（2014）、柳澤（2016）、永山・仲田（2017）が挙げられる。

参考文献

- 安達和志（1981）「学校の自治と教育委員会の管理権」日本教育法学会編『講座教育法第5巻 学校の自治』総合労働研究所、121-145頁
- 天笠茂（2000）「学校経営の自律性と校長の権限」日本教育経営学会編『シリーズ教育の経営1 公教育の変容と教育経営システムの再構築』玉川大学出版部、276-291頁
- 五十嵐頭（1961）「学校財政」細谷俊夫ほか編『現代学校経営辞典』288-289頁
- 市川昭午（1978）「教育財政研究の展開」市川・皇晃之・高倉翔『講座教育行政5 教育経済と教育財政学』協同出版、14-50頁
- 市川須美子（2007）「長髪禁止規定と子どもの人権」『学校教育裁判と教育法』三省堂、146-158頁
- 伊藤和衛（1956）『学校財政：その理論と実態』有斐閣
- （1957）「学校経営と教育財政」海後宗臣・安藤堯雄・佐々木渡・宮田丈夫編『学校経営1 巻 学校経営の本質と機能』明治図書出版、86-111頁
- 今橋盛勝（1983）『教育法と法社会学』三省堂
- 今村武俊（1965）『学校の予算』帝国地方行政学会
- 植田健男（2001）「学校自治の法的課題」日本教育法学会編『講座現代教育法3 自治・分権と教育法』三省堂、233-249頁
- 太田さとし（1961）「学校づくり論-学校教育費・学校財政の側面から-」『教育評論』119号、29-31、82頁
- 大田健（1961）「学校会計と財務」『岩波講座 現代教育学17』岩波書店、177-204頁
- 大桃敏行（1995）「米国教育行政史研究と教育改革論議」『日本教育学会大会研究発表要項』16-22頁
- （2015）「教育史研究と現代教育政策分析の視点」『日本の教育史学』58号、110-115頁
- 小川正人（1991）『戦後日本教育財政制度の研究』九

- 州大学出版会
- 小島弘道 (2007) 「自律的学校経営の構造」小島弘道編『時代の転換と学校経営改革』学文社、43-62 頁
- 小和田武紀 (1949) 「学校財政法と PTA」『日本 PTA』12号、1949年6月号、14-19 頁
- 兼子仁 (1978) 『教育法〔新版〕』有斐閣
- 神田修 (1981) 「学校自治の今日的意義と課題—その形成と展開」日本教育法学会編『講座教育法第5巻 学校の自治』総合労働研究所、3-29 頁
- 北島一司 (1968) 「学校財政の現代化」持田栄一編『講座現代教育経営第2巻』、239-263 頁
- 教師養成研究会 (1950) 「学校教育財政」『学校管理』94-121 頁
- 現代学校事務研究会編 (2014) 『学校財務改革をめざした実践事例』学事出版
- 佐藤司 (1974) 「学校の自治」兼子仁・永井憲一・平原春好編『教育行政と教育法の理論』東京大学出版会、196-232 頁
- 佐貫浩 (1984) 「教育参加と教育行政参加の構造」『教育法学の現代的課題』法政大学現代法研究所、61-90 頁
- 末富芳編 (2016) 『予算・財務で学校マネジメントが変わる』学事出版
- 鈴木はつみ (2010) 『さいごの授業』京戸山荘出版
- 制度研編 (2011) 『お金の心配をさせない学校づくり』大月書店
- 全国学校事務職員制度研究会編 (2010) 『学校のお金と子ども』草土文化
- 高木加奈絵 (2017) 「地方分権改革下の教育振興基本計画・学校予算・教員人事—2015年全国質問紙調査の結果から—」『ガバナンス改革と教育の質保証に関する理論的実証的研究：平成28年度報告書』東京大学大学院教育学研究科 大桃研究室、57-73 頁、<http://hdl.handle.net/2261/72633> 2017年7月20日最終確認
- 高木太郎 (1957) 「学校財政の確立」『生きた学校経営』黎明書房、237-269 頁
- 高野桂一 (1980) 「学校財政の過程」『学校経営の科学③』明治図書、511-543 頁
- 高橋哲 (2007) 「教育行政研究における教育法学の位置」『日本教育行政学会年報』33号、20-36 頁
- 高村清丸 (1962) 「PTA 予算の立て方」海後宗臣・安藤堯雄・佐々木渡・宮田丈夫編『学校経営2巻 学校組織と学校事務』明治図書出版、232-241 頁
- 田中真秀 (2016) 「学校マネジメントにおける学校財務の理論と現状」末富芳編『予算・財務で学校マネジメントが変わる』学事出版、12-19 頁
- 田沼朗 (2001) 「学校自治の展開と課題」日本教育法学会編『講座現代教育法3 自治・分権と教育法』三省堂、53-70 頁
- 十枝修 (1981) 「学校の教育条件整備（予算・財政）のしくみ」日本教育法学会編『講座教育法第5巻 学校の自治』総合労働研究所、102-120 頁
- 内藤誉三郎 (1949) 「学校財政の確立について」『新しい中学校』8号、1949年4月号、45-51 頁
- (1950) 『教育財政』誠文堂新光社
- 永嶋義教 (1957a) 「公費の会計管理」海後宗臣・安藤堯雄・佐々木渡・宮田丈夫編『学校経営2巻 学校組織と学校事務』明治図書出版、242-255 頁
- (1957b) 「私費の会計管理」海後宗臣・安藤堯雄・佐々木渡・宮田丈夫編『学校経営2巻 学校組織と学校事務』明治図書出版、255-263 頁
- 中城堅吉 (1950) 「義務教育の学校財政について」『社会教育』5巻5号、58-59 頁
- 中西祐三郎 (1963) 「学校の財政」吉本二郎他著・教育経営研究会編『教育経営講座8 学校と教育政策』世界書院、231-290 頁
- (1968) 『学校予算の仕組みと運営』日本文化科学社
- 中村文夫 (2013) 『学校財政』学事出版
- 永山美子・仲田康一 (2017) 「子どもの学びを守る学校予算と学校事務職員」柏木智子・仲田康一編『子どもの貧困・不利・困難を越える学校』学事出版、106-116 頁
- 野沢登美男 (1962) 「学校会計の事務」細谷俊夫・大嶋三男・遠藤五郎編『組織・人事・施設の管理』明治図書出版、242-253 頁
- 野々山三郎・鈴木義明 (1953) 「学校財政」野々山・鈴木編『学校教育の指導と管理』開隆堂出版、242-251 頁
- 本多正人編 (2015) 『公立学校財務の制度・政策と実務』学事出版

「学校財政の自治」理念の生成

- (2016) 「学校の財務管理」 小川正人・勝野
正章編『教育行政と学校経営〔改訂版〕』放送大学
教育振興会、234-257 頁
- 柳原富雄 (1984) 『教育としての学校事務』エイデル
研究所
- 柳澤靖明 (2016) 『本当の学校事務の話しよう』太
郎次郎社エディタス
- 世取山洋介 (2012) 「教育条件整備基準立法なき教育
財政移転法制」『公教育の無償性を実現する』大月
書店、30-128 頁

追記

本稿は、平成 29 年度科学研究費補助金（若手研究
(B)、17K13997）の研究成果の一部である。